

①福岡県青少年健全育成条例<抜粋>

(総合計画の策定)

第8条 県は、青少年の健全な育成を図るため、総合的な計画を策定しなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 青少年及びその団体が行う健全な活動に関すること。
- (2) 青少年の健全な育成のために県民及び青少年健全育成団体等が行う活動に関すること。
- (3) 青少年の非行を防止する活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。

②地方青少年問題協議会法<抜粋>

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある行政機関に対し、意見を述べることができる。

③福岡県青少年問題協議会規則<抜粋>

(専門委員)

第4条 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。